



令和6年度がスタートしました！新学期を迎え、新たな生活にも慣れてきた頃でしょうか。幸手市共同学校事務室は共同実施の頃から12年目を迎え、活動の幅も広がってきました。今年度も皆様に様々な情報をお伝えしていくために、SAKURA通信を発行していきます。皆様のご意見、ご感想もお待ちしていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

諸手当に関する注意点



職員本人からの届出が必要です。以下に該当する場合、事務職員までお申し出ください。また、些細なことでもお気軽に事務職員までご相談ください。

扶養手当

- ・婚姻、出生、離職、定年退職等により扶養したい親族がいる
- ・親が満60歳になった
- ・扶養している親族が就職した
- ・扶養している親族の収入に変化があった（1年間の収入が130万円を超えた、超える見込みがある等）
- ★H20.4.2～H21.4.1生まれ（中学校卒業）→自動で月5,000円加算
- ★H13.4.2～H14.4.1生まれ（22歳年度末）→自動的に支給停止

通勤手当

- ・通勤方法を変更した（鉄道 ⇄ 自家用車）
- ・通勤経路を変更した（道路開通や工事による通行止め等）
- ・運賃額が改定された（電車・バス等）
- ★自家用車の方→運転免許証の写しを提出



住居手当



- ・借家、借間へ住居を借り受けた
- ・借家、借間の契約を更新した
- ・持ち家へ住居を変更した

共同学校事務室とは？

令和4年2月に幸手市の小中学校管理規則の一部が改正され、「共同学校事務室を置く」ことが規定されています。



裏面は給与支給明細書のみかたです♪

福利厚生事業のお知らせ

《人間ドック》

4月1日から受診予約が始まっている健診機関があります。すでに予約が開始している機関もありますので、お早めに予約をお願いします。

→昨年度から紙による受診予約カードがなくなりました。
各健診機関に設置の二次元バーコード読取で補助利用できます。

《マイリフレッシュ事業》

利用期間：令和6年5月1日から令和7年3月31日まで
※施設により利用できる期間が異なります。

施設設置の二次元バーコード読取で利用できます。
※今年度からリーフレットは一人1冊ではなくなりました。
電子クーポンの「クーポン内容画面」から利用施設を確認できます。

《レクリエーション補助事業》

利用期間：令和6年4月1日から令和7年2月28日まで
宿泊に限らず、レジャー施設の利用や資格講座の利用も対象になります。5,000円以上の費用がかかった場合3,000円の補助が年度内1回受けられます。

《インフルエンザ予防接種補助事業》

補助対象期間が10月1日から翌年2月末日までだったものが
9月1日から翌年2月末日までに変更になりました。

《保養施設利用補助事業について》

・補助の対象となる宿泊が1人1泊6,000円(税抜)以上の宿泊に限ることになりました。また宿泊利用泊数の上限は12泊まで

～二次元バーコード読み取り型電子クーポンについて～

人間ドックやマイリフレッシュなど紙でのクーポン券だったものが令和5年度より、電子クーポンになりました。会員は各施設で二次元バーコードを読み込んでいただくとクーポン内容確認画面へ移動しクーポンを使用して施設を利用することができます。

令和6年度からクーポン利用時の承認画面に「組合員番号」のみから「生年月日(西暦8ケタ)」も入力となりました。

給与支給明細書のみかた



給与支給明細書

支給年月	職員番号	氏名				表	級	号給	給料の月額	(給料の調整額)	教職調整額	扶養手当	地域手当	住居手当
								①	②	③	④	⑤	⑥	
初任給調整手当	管理職手当	農普手当	時間外手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	月額特殊勤務	日額特殊勤務	⑦				⑧	⑨	
定時制通信教育	特手手当	へき地手当	期末手当	勤勉手当	教員特別手当	単身赴任手当		⑩						
	支給総額	共済短期掛金	共済介護掛金	共済厚年掛金	共済退年掛金	短期(期末・勤勉)	介護(期末・勤勉)	厚年(期末・勤勉)	退年(期末・勤勉)	互助会掛金(非)	互助会掛金(課)			
	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮									
健康保険料	介護保険料	厚生年金保険料	雇用保険料							課税対象額				
⑯	⑰	⑱	⑲											
所得税	住民税	共済返済金	互助会返済金	団体生命	グループ保険	損害保険	財形貯蓄							
その他控除金	差引支給額	児童手当	児童手当(遡及)	支給額計	第一口座金額	第二口座金額	第三口座金額	現金支給額						
		⑳		㉑										

(QF01)

- ① 給料表に掲げる額に定率(1.01571)を乗じ(1円未満切り捨て)給料の調整額を足し合わせたもの
- ② 特別支援学級担当者に支給
- ③ 管理職を除く教育職員に支給 ※①×4%
- ④ 扶養親族のある職員に支給
- ⑤ 全員に支給 8.3%
- ⑥ 住居を借り受けている職員に支給
- ⑦ 栄養職員、事務職員の実績に応じて支給
- ⑧ 宿泊行事の引率職員(5,100円×日数) 教務主任や学年主任等(200円×日数) 土日祝の部活動指導を行った職員(2,700円×日数)
- ⑨ 通勤に係る費用として支給
- ⑩ 義務教育等教員への特別手当
- ⑪ 控除の差引前の給与総額(いわゆる額面上収入)
- ⑫ 病気や出産等給付のための掛金
- ⑬ 介護保険のための掛金(40-65歳被保険者)
- ⑭ 年金原資となる掛金
- ⑮ 年金原資となる掛金(共済独自)
- ⑯ 病気や出産等給付のための掛金(短期組合員)
- ⑰ 介護保険のための掛金(短期組合員)
- ⑱ 年金原資となる掛金(臨任職員等)
- ⑲ 勤務時間が週20時間以上の再任用職員等該当
- ⑳ 義務教育終了前の子がいる支給対象職員に支給(6月・10月・2月)
- ㉑ 支給額から各控除を差引いた合計(いわゆる手取り)